

集密書架購入設置業務 仕様書

1. 件名 集密書架購入設置業務
2. 目的
鳴門市役所において、書類等の収納・保管に必要なためハンドル式集密書架（以下、集密書架）一式の購入及び設置を目的とするものである。
3. 納入場所
鳴門市役所新庁舎（鳴門市撫養町南浜字東浜地内）
4. 納入期限
令和6年3月31日
5. 納入・設置箇所、規格及び数量
納入・設置箇所については、別紙台数表及び別添図面に示す範囲内に設置可能な製品であること。また、規格及び数量は、集密書架の購入・組立・設置及びレール敷設の1式とする。
6. 集密書架仕様
 - (1) 集密書架はハンドル式駆動装置を有する可動棚、固定棚、走行レールによって構成されること。また走行レールは埋込式方式とし、レール間をフラットな仕上げとする。なお走行レールはステンレス製とすること。
 - (2) 集密書架は、J I S表示（J I S-S1039 書架・物品棚）認証を得た工場で作成されたものとする。
 - (3) 集密書架はI S O 9 0 0 1及び1 4 0 0 1認証取得工場で作成された製品とする。
 - (4) 集密書架はグリーン購入法適合製品であること。
 - (5) 棚板は、耐荷重60kg/段以上とし、25mm以下の単位で、上下に移動可能とすること。
 - (6) 棚板は現在使用の文書保存箱（W420mm×D330mm×H310mm）を1段当たり2箱/収納できること。
また有効高さ325mm以上、奥行寸法320mm以上であること。
 - (7) 集密書架1連あたりの間口は900mm（支柱芯間）であること。
 - (8) 集密書架（複式型）には各段に背当り（＝背受け、以下同じ）（共用）を取り付

けること。

また背当りは道具等用いらず、簡易に取り外せる仕様とする。

- (9) 集密書架（単式型）には背板を取り付けること。
- (10) 集密書架（複式・単式型）全て左右1枚ずつ側当り板を付けること。
また棚受けと側当りが一体になっている場合はそれも可とする。
- (11) 集密書架（複式・単式型）全て後面(反操作側)パネルを取り付けること。
- (12) 集密書架（複式・単式型）全て正面パネルを取り付けること。
なお正面パネルへは通路列および収納物を明記できる名刺差しを有すること。
- (13) 書架台枠は、収納物を含めた重量を充分支える構造とし、溶接構造・ボルト連結タイプであること。
- (14) 書架支柱は台枠に落とし込んだ一体構造とし、ボルトで固定すること。
- (15) 書架本体は、ラチス及び筋かいを使用するか、又は、天井四隅に X・Y 方向に対し有効な天板一体耐震ガゼット方式により、強度を補強すること。
- (16) 可動棚台枠下部に転倒防止金物を取り付け、可動棚とレール部で1台ずつ独立した転倒防止機能を有したものであること。また固定棚には耐震固定を施すこと。
- (17) 収納物が偏った状態であってもバランス良くレール上を走行する必要がある為、集密書架の駆動方式は台枠の中に前後2本の駆動軸を通し、全ての車輪がこの軸へ固定された構造でハンドルからの回転を全車輪に伝える中間シャフトを介さない全輪駆動方式、もしくはハンドルからの回転を中間シャフトを介して駆動輪に伝える後輪駆動方式であること。
- (18) 車輪の材質は始動時及び長期静止状態にも十分耐え得る鉄製車輪とすること。
- (19) 各可動棚には、任意の位置で止めることが出来るロック装置を装備していることとし、安全面よりロック装置が働いているか一目で認識できる仕様であること。
- (20) 可動棚は、震度5以上の地震時においても職員の安全確保を最優先とする為、耐震性・免震性を備えており、職員の安全が確保できるよう書架間通路をふさがない安全機能を有すること。又は震度5以上の地震時に揺れを感知してロック装置が自動的に解除され車輪の拘束が解除される機能を有すること。
- (21) ハンドル部は操作が容易で安全性が高く、書架の移動を円滑に行うことが出来るものであること。
- (22) 集密書架へ使用する塗料は（F☆☆☆☆）対応とすること。
塗装色は各社標準色とし、色見本を提出の上、担当職員の下承を受けること。
- (23) 集密書架の保証期間は検収後1年とし、設計・製作・施工の不備により生じた故障は、無償にて速やかに修復すること。
- (24) その他仕様書に明示されていない事項で疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

7. 現場条件

- (1) 集密書架の搬入及び設置時期については、担当職員との調整のうえ決定するものとするが、以降を想定している。
- (2) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時までとし、作業日時については事前に発注者と打合せのうえ決定すること。
ただし、発注者側の業務等に支障があると判断する作業等（振動・騒音等）については、土曜日・日曜日又は祝日に行うこととするが、詳細については、発注者の指示によるものとする。
また、集密書架の走行レールは埋込方式のため、本庁舎の建設期間中に受注者により搬入及び敷設する必要があることから、事前に発注者及び庁舎を建築する建築業者等と打合せを行い、指定された期間に搬入及び敷設を行うこと。
- (3) 搬入にあたっては、建物等に損傷を与えないよう十分注意し、必要に応じて養生等を行うものとし、損傷を与えた場合、直ちに発注者へ報告するとともに、受注者の負担により現状回復すること。

8. 工程表の提出

受注者は、契約締結後において、物品の納入から設置完了までの工程表を発注者へ提出するものとする。

9. 成果物等の提出

- (1) 集密書架の設置図面 1式
- (2) 取扱い説明書・保証書 1式
- (3) 集密書架の設置状況写真（設置前・設置中・設置後） 1式

10. その他の事項

- (1) 守秘義務
この作業の実施期間中及び実施完了後においても、この作業の実施において知り得た事実については、一切他に漏らしてはならない。
- (2) 補足事項
この仕様書に定めない事項及びこの作業の実施について疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示に従うものとする。